

## 令和6年第2回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和6年4月23日  
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和6年4月23日(火)9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 4番 齋藤 則子 議員 5番 田中 一隆 議員

### 1. 出席議員

1番 岡田 智子	7番 村上 謙武	13番 石田 茂春
2番 牧野 牧子	8番 菊地 政文	14番 高宮 陽一
3番 藤野 定幸	9番 西尾 幸太郎	15番 米澤 壽重
4番 齋藤 則子	10番 池田 賢治	16番 池田 信博
5番 田中 一隆	11番 安部 大助	
6番 大江 寿	12番 前田 芳樹	

### 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	村上 和久
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
総務課長	宇野 慎一	施設管理課長	岸本 則和
財政課長	長田 寿幸	危機管理室長	柳原 潔
税務課長	池本 繁樹	水産振興室長	曾我部 一彦
町民課長補佐	山本 幸子	都市計画課長	石田 傑
保健福祉課長	野津 千秋	総務学校教育課長	金井 和昭
住民福祉担当課長	広江 和彦	社会教育課長	中村 恒一
環境課長	原 秀人	布施支所長	坂本 忠
エネルギー対策室長	野津 寿天	五箇支所長	村上 克樹
商工観光課長	藤野 一	都万支所長	近藤 勝志
農林水産課長	増本 直行	中出張所長	茶山 宏
地域振興課長	橋本 博志	中央公民館長	木瀬 高宏

### 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田中 挙 事務局長補佐 齋賀 千春

## 1. 町長提出議案の題目

議 第 63 号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議 第 64 号 中村海水浴場管理棟設置及び管理条例

議 第 65 号 工事請負契約の締結について〔隠岐の島町離島留学学生寮建設（建築 2 期）工事〕

議 第 66 号 工事請負契約の締結について〔隠岐の島町離島留学学生寮建設（機械設備）工事〕

議 第 67 号 工事請負契約の締結について〔令和 6 年度町単 町道中条 199 号線外道路改良工事〕

## 議事の経過

### ○議長（池田信博）

ただ今から、令和 6 年第 2 回隠岐の島町議会臨時会を開会します。

（開議宣告 9 時 30 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 4 番：齋藤 則子 議員、  
5 番：田中 一隆 議員を指名します。

### 日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定いたしました。

### 日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 63 号「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」から、議第 67 号「工事請負契約の締結について〔令和 6 年度町単 町道中条 199 号線外道路改良工事〕」までの 5 件を一括して議題といたします。

#### 日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 5 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

開会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本日、令和 6 年第 2 回隠岐の島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

いよいよ新年度がスタートいたしました。私ども執行部におきましても、先ほどご挨拶を申し上げました新たな仲間と新たな部署を担当する仲間、そして全課長をあげて 200 億円を超える大型予算、町政 20 周年の様々な事業につきまして、粛々と執り行ってまいりますので引き続き「よかったが響くまち」に向け、力強いご支援とご指導を申し上げ、招集にあたってのご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

それでは、本日提案いたしました諸議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議第 63 号の「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、損害補償額の算定の基礎となる補償基礎額について所要の改正を行うものであります。

次に、議第 64 号の「中村海水浴場管理棟設置及び管理条例」についてであります。中村海水浴場を活用した観光振興及び地域振興を図ることを目的として整備しております「中村海水浴場管理棟」を適正に管理するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第 65 号の「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町離島留学学生寮建設（建築 2 期）〕」についてであります。去る 4 月 1 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 渡辺工務店が落札いたしましたので、同社と契約金額 3 億 3,440 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 66 号の「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町離島留学学生寮建設（機械設備）〕」についてであります。去る 4 月 1 日、19 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 野村水道工業所が落札いたしましたので、同社と契約金額 7,260 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 67 号の「工事請負契約の締結について〔令和 6 年度町単 町道中条 199 号線外道路改良〕」についてであります。去る 4 月 16 日、15 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 竹田組が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 1,550 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

以上、5 件の議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9 時 37 分）

（全員協議会開会宣告 9 時 37 分）

#### ○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 9 時 44 分）

（本会議再開宣告 9 時 44 分）

#### 日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

議第 63 号議案について質疑はありませんか。

13 番：石田 茂春 議員

#### ○13 番（石田茂春）

説明資料で「改正案」と「現行」のところ、新旧対照表の 3 ページのところ、団長及び副団長の 20 年以上の金額が同額なんですが、他の方はほとんど何百円か上っているのですが、これはどういう訳ですか。

#### ○番外（危機管理室長 柳原 潔）

上限は、団長以上 1 万 4,200 円は変わらずということで通知は来ております。

#### ○13 番（石田茂春）

どうして質問をしたかと言うと、数字の下に全部線が入ってますね、上がったところに。しかし、この20年以上のところの1万4,200円のところにも線が入っているので、だから私は質問したんです。

**○番外（ 危機管理室長 柳 原 潔 ）**

すいません、増額ではなく本来なら線の無いところですので訂正をお願いいたします。

**○議長（ 池 田 信 博 ）**

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第63号議案についての質疑を終わります。

次に、議第64号議案について質疑はありませんか。

9番：西尾 幸太郎 議員

**○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

ちょっと細かい質問になるのですが、議案の8ページのところでシャワー室の利用料が1回200円と定められているんですけど、これは昨今の光熱費高騰を考慮してもこの金額で大丈夫なのかというシュミレーションをしたのかどうかというのと、この利用料に関してどのように徴収するのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

**○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）**

料金につきましてまずお答えをいたします。料金につきましては、他の施設とほぼ同額とさせていただきます。他の施設も同じような金額となっておりますので、今回この施設だけ光熱費を配慮した金額というのは、なかなかご理解いただけないかと思い、こういう金額に設定させていただきます。

また、200円の徴収の仕方ですけども、コイン式という計画をしておりますので、やはり10円単位ということだと徴収の仕方としても難しいということもありまして、切りの良い200円という具合にさせていただきました。以上です。

**○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

シャワー室の部分の光熱水費に関しては、これは指定管理者が支払うということによろしいでしょうか。

**○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）**

今のところ指定管理料の中に含めて、直接お支払いは指定管理者が支払うようなかたちになると考えています。

**○9番（西尾 幸太郎）**

そうであれば、これは条例にも定めてありますように指定管理者の収入になると。シャワールームの利用料に関しては、光熱水費が上がって、例えば原価費が利用料を越えた場合はどのように対処する考えなのか聞かせてもらっていいですか。

**○番外（商工観光課長 藤野 一）**

毎年度協定でございますので、その都度、毎年相応に対応したいと考えています。

**○9番（西尾 幸太郎）**

ここの施設だけに限った話ではないですが、当然、管理するのにも人件費がかかったり、光熱水費がかかったりします。他の施設が200円だから、ここの施設も200円にするという訳ではなくて、きちんと適正な価格というのは設定しなくてはいけないのかなとは思っていますので、その辺りは現状の社会情勢を睨んで、きちんと対応ができるように、きちんと考えておいてもらえたらなという風に思います。以上です。

**○議長（池田 信博）**

他にありませんか。

7番：村上 謙武 議員

**○7番（村上 謙武）**

議案の5ページの第3条の内容について質問します。

「管理棟を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない」と規定がありますが、「管理棟を利用しようとする者」とは町民とか、観光客かなという風に理解するんですね。こういった利用者はですね、あらかじめ町長の許可を受けて利用できる、じゃあ許可を受けないそういった町民とか観光客は、管理棟を利用できないという風に解釈できるんですけど、その解釈でよろしいでしょうか。

**○番外（商工観光課長 藤野 一）**

すいません、ちょっと言葉が足りないかもしれませんが、この場合ですと、ここの管理棟をそういった一般利用者が使うという意味ではなくて、指定管理者以外の者が専有して使うというようなことを想定しておりまして、そういったことは許可を得ないと出来ないという意味でございます。

**○7番（村上 謙武）**

今の説明で大体分かったのですが、これだけを読むと先ほど私が言ったような解釈が出来るので、その辺のところはきちんと誰もが分かるような、今、担当課長がおっしゃったよう

な意味が通じるような内容に変更すべきかなと思っているのですが、如何でしょうか。

**○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）**

議員ご指摘のとおり分かりましたので、今回は条例ですので、このままさせていただいて運用のところで分かり易いように、また後日、変更を考えたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

**○7番（ 村 上 謙 武 ）**

ということは、一般町民とか観光客は別に町長の許可を受けなくても自由に利用出来るということですね。はい、分かりました。

**○議長（ 池 田 信 博 ）**

他にありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第64号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 65 号議案について質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、議第 66 号議案について質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、議第 67 号議案について質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時53分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時53分 ）

**○議長（ 池 田 信 博 ）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 9時56分 ）

（ 本会議再開宣告 9時56分 ）

**日 程 第 6. 討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第 63 号「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」から、議第 67 号「工事請負契約の締結について〔令和 6 年度町単 町道中条 199 号線外道路改良工事〕」までの 5 件を一括して討論に付します。

討論はありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

## 日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

最初に議第 63 号「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」及び議第 64 号「中村海水浴場管理棟設置及び管理条例」の 2 件について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 63 号及び議第 64 号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 65 号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町離島留学学生寮建設（建築 2 期）工事〕」から議第 67 号「工事請負契約の締結について〔令和 6 年度町単 町道中条 199 号線外道路改良工事〕」までの 3 件について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 65 号から議第 67 号までの 3 件は、原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和 6 年第 2 回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 9 時 5 9 分 )

以 下 余 白